

行政視察報告書(会派「新しい風」)

令和7年12月10日

長浜市議会議長 伊藤喜久雄 様

長浜市議会議員 中川 勇

私が出席した次の行政視察の結果について報告します。

記

1. 視察等名 令和7年度 会派「新しい風」による 行政視察研修
2. 視察期間 令和7年11月12日(水) ~ 13日(木)
3. 視察場所及び目的
 - ①東京都 千代田区 厚生労働省 医政局 及び 総務省 自治財政局
「地域医療の方向性について」
 - ② 同上 農林水産省 農産局、農村振興局及び
大臣官房みどりの食料システム戦略 G
「今後の農業政策の方向性について」

4. 調査内容・感想等

(1) 視察の目的

①「地域医療の方向性について」

令和6年12月に市当局(市、病院事業本部)から長浜市立2病院の経営悪化の報告があり、その後には経営改善に向けた「市立2病院の経営改善実行計画」の報告を受けた。更に令和7年度の病院事業の決算見込みの状況も聞いているが、過去からの対応の遅れもあって、大きな改善には繋がらず、今日に至っています。一方、全国の病院では再編問題については、一定の結果を出しているが、今日の日本全体の問題となっている物価高騰・人件費のアップ等の影響でほとんどの病院は厳しい経営状況に至っており、国等に対し支援を求めているところです。

長浜市議会では、病院再編と病院再建の問題に対して、これまで市当局と問題解決に向けて、色々な場面での議論等進めていますが、今回、国では2025問題も含めて、2040年に向けての新たな地域医療構想の検討に入り、その内容や動きを聞く中で、現在の長浜市病院再編も踏まえて対応しなければならない項目もあるので、改めて新たな地域医療構想の具体的な内容も含め、厚生労働省 医政局を訪問し、「地域医療の方向性について」を学ぶため、行政視察研修を実施したものです。

②「今後の農業政策の方向性について」

昨今の米価高騰に始まり、地域の農業政策にも変化が生じて来ており、地元農業者の声も不安混じりとなっています。特に長浜市の農業形態は、土地利用型の米作が中心であり、一般消費者が求めるお米の買い上げも高止まりの様子となっています。次年度の農業経営に不安が広がる中、担い手不足への対応やスマート農業への取組、6次産業化や地産地消の推進支援、また、環境配慮型農業(みどりの食料システム戦略)への転換等、新たな農業政策につ

いて、議員としての情報収集と基幹産業としての農業への対応に向けて、改めて「今後の農業政策の方向性について」を学ぶため、農林水産省の各部局への行政視察研修を実施したものです。

(2) 視察の内容

① 「地域医療の方向性について」

1月12日(水) 14:00~15:30 於 議員会館 会議室
 厚生労働省 医政局 地域医療計画課
 医師確保等地域医療対策室 専門官 松本 憲明 氏
 主査 佐藤 剛 氏
 総務省 自治財政局準公営企業室 課長補佐 有村 誠一郎氏
 厚生労働省 医政局 看護課 課長補佐 大河内 誠 氏
 医事課 医師需給専門官 木村 祐太 氏

※ 別添「地域医療の方向性について(厚労省資料)」に基づき、担当官から説明を受ける。

【研修調査事項】

地域医療の方向性について

- (1) 地域医療構想の現状と今後の方向性について
- (2) 公立・公的病院の役割と再編方針について
- (3) 医師・看護師の確保対策と地域偏在是正策について

- (1) ・現行の地域医療構想は、医療計画の記載事項の一つとして位置付けられ、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢化により増大する医療需要に対応するため、主に入院医療を対象として、病床の機能分化・連携を推進するものであった。
 - ・具体的には、各都道府県において、二次医療圏を基本とする構想区域を単位として、4つの病床機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)に着目し、2025年の必要病床数を定め、地域医療構想を策定している。2015年時点の推計では、病床の機能分化・連携を進めない場合は、2025年の時点で152万床程度の病床が必要とされていたところ、一般病床において医療資源投入量の少ない患者の在宅医療等への移行等を通じて、2025年に119.1万床となることを目標としてきた。
 - ・また、毎年度、病床機能報告により、医療機関は病棟単位で現在の病床機能と今後の方向性等の報告をしてきた。これらの報告等をもとに、各構想区域の地域医療構想調整会議において、データに基づき、病床機能の転換、再編等についての協議を行い、地域の実情に応じて取組を進めてきた。その際、都道府県は、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携を支援すると共に、必要に応じて医療法に定められた権限の行使を含めた役割を発揮するなど、地域医療構想の実現に向けた重要な役割を担ってきた。
 - ・国においても、地域医療介護総合確保基金による財政支援を行うほか、重点支援区域、地域医療構想アドバイザー、データ分析チーム構築支援事業、モデル推進区域におけるアウトリーチの伴走支援等により、都道府県による取組への支援を進めてきた。これがこれまでの現状取組です。
 - ・新たな地域医療構想における基本的な方向性は、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年、更にはその先を見据え、全ての地域・全ての世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院して、日常生活に戻ることができ、同時に医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築する必要がある。

- る。
- このため、新たな地域医療構想において、以下の4点を中心として、限りある医療資源を最適化・効率化しながら、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築する必要がある。
 - 1点目は、増加する高齢者救急への対応である。高齢者救急について、その受入体制を強化すると共に、ADL(日常動作における障がいの程度)の低下を防止するため、入院早期から必要なリハビリテーションを適切に提供し、早期に自宅等の生活の場に戻ることができる支援体制を確保することが求められる。その際、救急搬送や状態悪化の減少等が図られるよう、医療DXの推進等による在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等と地域の医療機関との連携強化、かかりつけ医機能の発揮等を通じて、在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等の対応力を強化することも求められる。
 - 2点目は、増加する在宅医療の需要への対応である。在宅医療について、地域の実情に応じて、医療機関や訪問看護ステーション等の連携により、地域での24時間の提供体制を構築すると共に、オンライン診療の積極的な活用、介護との連携等を通じて、効率的かつ効果的に提供体制を強化することが求められる。併せて、外来医療についても、時間外対応等のかかりつけ医機能を発揮して必要な提供体制を確保することが求められる。
 - 3点目は、医療の質や医療従事者の確保である。地域ごとに医療需要の変化等に対応出来る医療従事者を確保することが重要である。また、今後、多くの医療資源を要する手術等が減少し、急性期病床の稼働率の低下等により、医療機関の経営への影響が見込まれる中、一定の症例や医師を集約して、医師の修練や医療従事者の働き方改革を推進しながら、急性期医療や救急医療を提供する体制を構築することが求められる。
 - 4点目は、地域における必要な医療提供の維持である。人口減少により医療従事者の不足が顕著となっていく中で、医療DX、タスクシフト・シェア等の推進により、生産性の向上を図り、地域で不可欠な医療機能を維持することが求められると共に、既に人口減少がより進んでいる過疎地域等においては、拠点となる医療機関からの医師の派遣や巡回診療、ICTの活用等が一層求められる。
- (2) 公立病院の経営状況は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。中でも不採算地区病院をはじめとする中小規模の病院においては、医師・看護師等の確保が進んでおらず、特に厳しい状況に置かれているため、経営強化の取組により、持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要がある。
- 公立病院経営強化の基本的な考え方は、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点を持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。そのためには、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進め、中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約し医師・看護師等を確保すると共に、基幹病院から不採算地区病院をはじめとする基幹病院以外への医師・看護師等の派遣等の連携を強化していくことが重要である。
 - 都道府県の役割について、公立病院の施設の新設・建替え等に当たっての助言は、①病院施設の新設・建替え等が一度行われれば、その後の医療需要等の経営環境の変化や病院機能の見直しに柔軟に対応することが困難になるケースも想定されることから、収支状況の点検に加え、地域の医療提供体制

のあり方の観点からも、しっかりとした検討を行うことが必要である。②そのため、都道府県は、自らが設置する病院施設に加え、管内市町村等の病院施設の新設・建替え等に当たっては、持続可能な地域医療提供体制を確保の観点から、当該公立病院の役割・機能、必要な機能分化・連携強化の取組、適切な規模、医師・看護師等の確保方策、収支見通し等について、地域医療構想等との整合性を含めて十分に検討し、積極的に助言すべきである。③その際、病床利用率が低水準な病院や、今後の人口減少が特に厳しいと見込まれる過疎地域等の病院にあっては、収支見通し等について慎重な検討が必要であるから、都道府県が特に積極的に助言することが期待される。

(総務省資料)

- (3) ・新たな地域医療構想等に関する検討会の中では、医師や看護師等の医療従事者の確保が困難となっている中、2040年に向けて、更なる生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者確保の制約が増す中で医療提供体制の確保が必要となり、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の推進が重要となる。
- ・医師については、人口が減少する中での医師養成のあり方や医師偏在が課題となっているほか、特に診療所の医師は平均年齢が60代以上と高齢化しており、人口が少ない二次医療圏では診療所数は減少傾向、人口の多い二次医療圏では診療所数は増加傾向にある。
 - ・歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者についても、将来にわたって医療提供体制を確保するため、その養成のあり方や偏在等の課題、専門性を発揮した効果的な活用の重要性が指摘されている。
 - ・医師偏在の是正に向けた基本的な考え方として、医師少数の地域や診療所における医師の配置は、これまで基本的に職業選択の自由・営業の自由に基づき医師が働く場所や診療所を自由に選択することができるという考えの下、へき地保健医療対策と共に、医師養成過程での取組を中心に進めてきた。しかしながら、今後、地域ごとに人口構造が急激に変化していく中で、地域や診療所の医師配置の不均衡が拡大しかねない状況にある。また、日本の人口減少が進み、人材制約が大きくなる一方、医師数は毎年増加しており、医師の需要と供給は2029年頃に均衡する推計もある中、医師確保対策について、総数の確保から適切な配置へと重心をシフトしていく必要がある。
 - ・こうした中、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、これまでの現状と課題を踏まえ、次の3つの観点から、実効性のある医師偏在対策を進めていく必要がある。
 - ・1点目は、医師偏在対策を総合的に実施することである。医師偏在は一つの取組で是正が図られるものではなく、医師の価値観の変化、医師の意向や地域の実情等を踏まえながら、様々な取組を幅広く実施することが必要であり、医師確保計画に基づく取組を進めると共に、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組等を組み合わせた総合的な対策を進めるべきである。
 - ・2点目は、全ての世代の医師にアプローチすることである。若手医師を対象とした医師養成過程中心の対策から、中堅・シニア世代を含むすべての世代の医師へのアプローチが求められる。アプローチに当たっては、医師の価値観の変化やキャリアパス等を踏まえ、医師の勤務・生活環境、柔軟な働き方等に配慮することが求められる。
 - ・3点目は、へき地保健医療対策を超えた取組を行うことである。へき地でなくても、人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域もあることから、医師偏在指標だけではなく、可住地面積あたりの医師数、住民の医療機関へのアクセス状況、医師の高齢化の状況、今後の人口動態等の地域の実情を十分に踏まえ、都道府県において、支援が必要な地域を明確化した上で、従来のへき地保健医療対策を超えた対策を進めてい

くべきである。

(感想)

これまでの病院再編は、各病院の医師等不足や同診療科の医療機能を一体化して、一定のエリアでの地域完結型医療の推進が中心であったが、新たな地域医療構想の内容は、高齢者人口がピークを迎える中で、医療・介護ニーズを支えていくため、医療・介護の提供体制の最適・効率化を図っていく必要があり、再編後での地域ニーズに対応した「治す医療」と「治し、支える医療」を担う医療機関での役割分担を明確にしていく内容となり、現行の病院再編の次のステップへの取組みのように感じています。厚生労働省の官僚の方に、長浜市の病院再編は先進地での色々な経営形態を調査等行ったが、日本の中でも特異な再編ケースと思っています。新たな地域医療構想も動き出すようであり、これらの対応にも遅れてしまう恐れがあります。このような特異な再編事案に対しては、国から再編に向けての指導・助言等の支援をしてもらえないのかと尋ねましたが、「医療計画の中の病院形態の調整であり、県が助言等すべきこととなっている」とのことで、想定していた回答の通りでした。今後は県に対してしっかりと県の役割を果たして頂けるよう、色々な場面をお願いしていこうと考えています。

②「今後の農業政策の方向性について」

11月13日(木) 9:30~11:00 於 議員会館 会議室
 農林水産省農産局 技術普及課 専門官 滝本 陽一 氏
 農産局 農村振興局 都市農村交流課 課長補佐 谷口 尚美 氏
 地域活性化G 専門官 北尾 陽典 氏
 農林水産省 大臣官房 みどりの食料システム戦略G 大城 毅 氏
 農産局 農業環境対策課 課長補佐 香野 大樹 氏

※ 別添「今後の農業政策の方向性について(各農水省資料)」に基づき、担当官から説明を受ける。

【研修調査事項】

今後の農業政策の方向性について

- (1) 担い手確保とスマート農業の推進について
- (2) 6次産業化・地産地消の推進支援について
- (3) 環境配慮型農業(みどりの食料システム戦略)への転換について

(1) ・担い手確保・経営強化支援事業

〈対策のポイント〉 国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援すると共に、地域計画の早期実現に向け、担い手が農地引受け力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。

〈事業目標〉 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成 (①の事業:付加価値額の1割以上の拡大等、②の事業:経営面積の3割以上の拡大等)

〈事業の内容〉

①担い手確保・経営強化支援対策

地域計画が策定されている地域において、省力化技術の導入や、化石燃料・化学肥料の使用量の低減など意欲的な取組により、経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手が、融資を活用するなどして、農業用機械・施設を導入する際、補助金を交付することにより、主体的な経営確立を支援します。

(補助率:1/2(上限→個人1,500万円、法人→3,000万円等))

②地域農業構造転換支援対策

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、担い手

の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設を導入及び農業用機械のリース導入を支援します。

(補助率:購入3/10、リース定額(上限 1,500万円等))

※リースは導入する農業用機械の取得額相当の3/7を定額で支援

※経営発展・転換に向けた取組等に関するポイントにより採択

・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

〈対策のポイント〉 農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

〈事業目標〉 スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上[令和12年まで]

〈事業の内容〉

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

②農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

③農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

④農業支援サービスの土台づくり支援

・サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。

・事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※②及び③は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

(2) ・6次産業化の市場規模

○令和5年度の6次産業化総合調査によれば、6次産業化に相当する農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額のうち、農業・漁業の加工・直売分野が約96%となっており、加工と直売が大半を占めている。

○令和5年度の6次産業化の加工・直売の市場規模は、約2.3兆円となっている。

・地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出

〈対策のポイント〉 従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することにより、農山漁村における所得の向上、雇用の創出を図ります。

〈事業の全体像〉 → 地域資源活用価値創出

★農産漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援

★他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

・地域資源活用価値創出対策

〈対策のポイント〉 農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等

を支援します。

〈事業目標〉 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%（令和11年度まで））等

〈事業の内容〉

- ①地域資源活用価値創出推進事業
- ②地域資源活用価値創出整備事業
- ・地域資源活用価値創出対策うち創出支援型

〈対策のポイント〉 農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新製品の開発等の取組を支援します。

〈事業目標〉 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%（令和11年度まで））等

〈事業の内容〉

- ①地域資源活用・地域連携推進支援事業
- ②地域資源活用・地域連携中央サポート事業
- ③地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業
- ・地産地消の取組の状況

◆〔①施設給食での地場産農林水産物の活用促進(学校給食)〕

- 学校給食における国産食材及び地場産物の使用状況は令和6年度で国産食材が89.4%、地場産物が56.4%
- 地場産物の学校給食への利用を促進していくため、給食現場と生産現場との間の意見を調整する地産地消コーディネーターの派遣を通じて、納品ルートの確立、地場産物を使ったメニューの開発などを支援。

◆〔①施設給食での地場産農林水産物の活用促進(支援事業)〕

農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出事業)のうち
地域資源活用価値創出推進事業(創出支援型)

〈対策のポイント〉 農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新製品の開発等の取組を支援します。

〈事業目標〉 地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体の増加（100事業体（令和7年度まで））

〈事業の内容〉

- ①地域資源活用・地域連携推進支援事業(旧農山漁村発イノベーション推進支援事業)

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- ②地域資源活用・地域連携中央サポート事業(旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業)

- ③地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業(旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業)

◆〔①施設給食での地場産農林水産物の活用促進(支援事業)〕

地産地消コーディネーターの派遣・育成(地域の食の絆強化推進運動事業)

- 施設給食に地場産物を安定的に供給する体制整備等の支援を目的に、地場産物利用を進めるに当たって課題を持つ地域・団体等に、課題解決に向けた助言・指導を行う専門家(地産地消コーディネーター)を派遣します。

◆〔②直売所の現状〕

- 地域の農産物を生産者が直接消費者に販売する直売所は、全国で約

21,000ヶ所、年間総販売額は約1.1兆円

○運営主体別販売総額をみると、直売所数全体の53.7%を占める農業経営体の販売総額の割合は17.1%に対し、全体の10.5%である農業協同組合が35.9%。

○1直売所当たりの販売金額について、農業協同組合の約1億8千万円に対し、農業経営体は約1,690万円

○直売所の年間販売金額における地場産商品の割合は約9割。

◆[③地域の農林水産物の利用の促進]

○地域の農林水産物の利用を促進するため、都道府県及び市区町村においては、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（促進計画）を策定するよう努めることとされており、令和6年9月末現在、46都道府県、1,596市区町村（約9割）で策定されているところ。

(3) ・みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現

○地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。

○我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。

○こうした状況下、農林水産省において、令和3年「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

[戦略実現を支える主な制度]

◆食料・農業・農村基本法（R6改正）、食料・農業・農村基本計画（R7改正）
「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

◆みどりの食料システム法（R4制定）

□農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定

□新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定

◆環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化

◆環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組みを支援

[戦略実現に向けた主な取組]

◆スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

◆J-クレジットの活用推進

◆環境負荷低減の取組の「見える化」

◆有機農業の推進

(感想)

今回の米価変動は、日常生活の中で特に関心も高く、直接、家計に影響を与えることから、地域で農作業に従事している関係者の声もよく聞いています。農地を集約化し、効率的に農作業が進むよう、農地所有者を明確にするための畦も近年除去されています。担い手確保も困難な様子で、少人数で農作業となっています。

学校給食に使われるお米は、県内のお米がほぼ、100%で地産地消となっていますが、野菜等は調理のしやすさで、地域の野菜は不ぞろいと安定的な食材供給ができないことから、他県等で賄われているのが現状と聞いています。環境に配慮

された農業経営も議会の中で議論等も行っています。

地方都市として、近隣で行われている農業も、長浜市にとっては市民の関心も高く大切な政策の一つであり、今回の農水省から学んだ「今後の農業政策の方向性について」は、すぐにでも議論可能な政策であり、頂いて来た資料も今後に大いに役立てたいと考えています。

(3) 行政視察の結果を本市にどのように反映させるか

社会情勢の変化に伴い、市政の課題も時間経過とともに変わり、市民皆さんの代弁者として、議会活動等の中でもしっかりと議論していかなければなりません。今回は、特に国の動向をしっかりと踏まえ、日々の活動に活用していく必要があります。今回のテーマである「地域医療の方向性について」「今後の農業政策の方向性について」は時期を得たものとして、今後の市議会等での議論に大いに活かしていきたいと思えます。